

265-1288
平成22年5月22日

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長 殿

宮崎県農政水産部長



移動制限区域の特例（区域内から県有種雄牛の移動）により移動させた種雄牛6頭のうち、PCR検査で陽性となった1頭を除く5頭の取扱いに関する協議について

移動制限区域内に所在する宮崎県家畜改良事業団で飼養されていた種雄牛6頭については、農林水産省との協議の結果、5月13日に区域外の農場（西都市尾八重）への移動を認められ、5月14日以降、尾八重農場で飼養している。

しかし、5月15日には、同事業団の肥育牛で口蹄疫の感染疑い牛が認められたことから、直前に同事業団から移動した種雄牛6頭が感染していないことを確認するため、法に基づく隔離や到着後7日間の抗原検査等を実施していた。

これらの抗原検査の結果、5月19日及び20日に採取した、鼻腔ぬぐい液について、同一の個体1頭がPCR検査陽性となったことから、当該個体については疑似患畜と決定した。

口蹄疫に関する特定家畜防疫指針においては、疑似患畜の同居牛は疑似患畜とすることとされているが、これらの種雄牛6頭は、本県において必要となる肉用牛凍結精液のほとんどを供給する貴重な畜産資源となっており、これらの牛を全て殺処分した場合、本県畜産業に与える影響が極めて甚大となることから、下記のとおりに対応をとることが可能か協議します。

記

- (1) PCR検査で陽性となった個体は、臨床症状が確認されていないことから、ウイルスの排出量の少ない、発症前の初期段階と考えられること
 - (2) 到着時点から、6頭はそれぞれ個別の牛房で飼養されており、飼養管理もそれぞれ別の飼養管理者が管理していたこと。
 - (3) 移動直後から臨床観察と抗原検査（PCR検査）を繰り返したところ、陽性牛以外の5頭は現時点で健康と確認されていること。
- 以上のことから、残る5頭については牛を引き続き飼養しても、当該農場からの口蹄疫の感染拡大につながるとは考えにくいと考える。

このため、

- (1) 当該陽性牛のみを疑似患畜として直ちに殺処分することとする。
- (2) 残る種雄牛5頭は、本日より改めて7日間を目処に、繰り返し抗原検査（PCR検査）を行い、14日を経た後に血清学的検査を行う。またこの間、毎日の健康観察を

十分に行うことで、感染の有無の確認を徹底する。

また、本件にかかる移動制限区域については、以下のとおりとする。

- (1) 本件については、感染経路が明らかであり、周辺に感染源となる農場があるとは考えにくいこと。
- (2) 当該農場の周辺5 kmには、他の畜産農場が存在しないこと（5～10 kmの範囲にも2戸のみ）
- (3) 山間奥地であり一般車両の通行がほとんどないことから、本件が直ちに感染拡大につながるとは考えられないこと。

以上のことから、当該農場を中心として半径10 km移動制限区域を設けるが、搬出制限区域は設けないこととしたい。